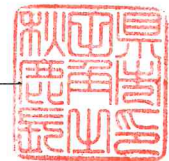


鹿角市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録に係る手数料及び狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定より告示する。

令和3年4月1日

鹿角市長 児 玉



- 1 受託者の所在地及び氏名
秋田市中通六丁目7番9号（畜産会館内）
公益社団法人 秋田県獣医師会
会長 砂原 和文
- 2 委託契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで